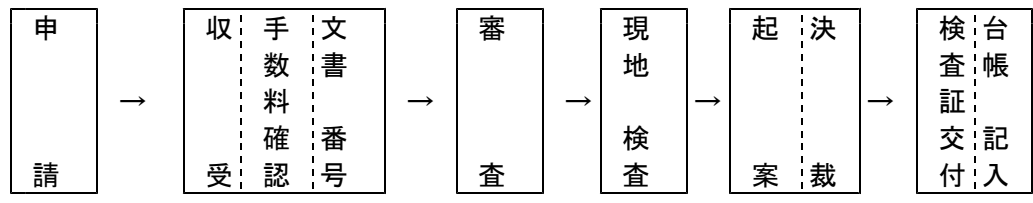


## 第一種貯蔵所完成検査申請

根拠法令	一般則第31条 法第20条 液石則第32条
------	-----------------------------

適用	貯蔵所設置許可又は変更許可を受けた施設について工事が完成した場合。 <完成検査不要の変更工事> ※貯蔵する高圧ガスのガスの通る部分の取替え又は設置位置の変更の工事であつて、貯蔵能力の変更が変更前の貯蔵能力の20%以内の増減であるもの。(ただし、耐震設計構造物に係る貯槽は除き、貯槽の取替えを伴うものにあつては、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。)
----	---

### 手順



### 必要書類

- 1 第一種貯蔵所完成検査申請書  
(一般則様式第14、液石則様式第14)

<留意事項>  
 検査希望日、検査方法等について申請時に打ち合わせ。

### 完成検査

- ・法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を  
 検査する。

<留意事項>  
 許可、変更許可申請どおりに完成しているかチェックする。

### 検査証交付

- ・法第16条第2項の技術上の基準に適合している場合は、許可証を交付する。
- ・不備があった場合は改善させる。

<留意事項>  
 設備が改善されるまで、検査証は交付しない。  
 ただし、軽微なものは除く。

### 台帳記入

- ・検査証交付後、台帳に記入する。

<留意事項>